回覧

裾野市登録統計調査員を募集しています

裾野市では登録統計調査員を随時募集しています。お申込みをお待ちしております。

統計調査員とは

各種統計調査において、調査票の配布・回収などの業務に従事します。国が実施する統計調査は国勢調査や農林業センサスなどさまざまで、毎年２、３種類実施されます。

統計調査員は調査の期間中（概ね２ヶ月程度）、非常勤の地方公務員となります。

統計調査に従事しますと、調査ごと定められた報酬が支払われます（調査により異なりますが、概ね２万円から５万円程度）。

登録調査員制度

裾野市では、統計調査の実施にあたり登録統計調査員制度を活用しています。これは、統計調査員を事前に登録する制度です。また、同時に『裾野市統計調査員連絡協議会』の会員となります。協議会では毎年研修会等を実施しております。

登録調査員になるには

『裾野市登録統計調査員登録届』に必要事項を記入の上、市役所企画部みらい政策課へご応募ください。（持参、郵送、メール送付等）
※用紙は、みらい政策課窓口または市公式ホームページ（左記 QR コード）に掲載されているものをご利用ください。

【応募資格】

○市内在住で、市内での調査活動の可能な方　○選挙や警察に直接関係がないこと
○租税の賦課及び徴収に従事していないこと　○暴力団関係者でないこと
○満 20 歳以上であること

統計調査への従事

統計調査の実施に合わせ、登録調査員の中から調査の規模や居住地域等を考慮し、市から調査の依頼をします。そのため、調査によっては登録された方全員に依頼できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、調査員業務は統計調査ごとに発生します。そのため、年間を通じて従事する形態ではありません。定期的な収入は見込めない旨ご承知おきください。

裾野市役所企画部みらい政策課　〒410-1192　裾野市佐野 1059 番地
Tel.055-995-1804　Fax.055-995-1861　統計担当
E-mail:toukei@city.susono.shizuoka.jp

登録統計調査員「裾野太郎」さんの、とある統計調査での活動

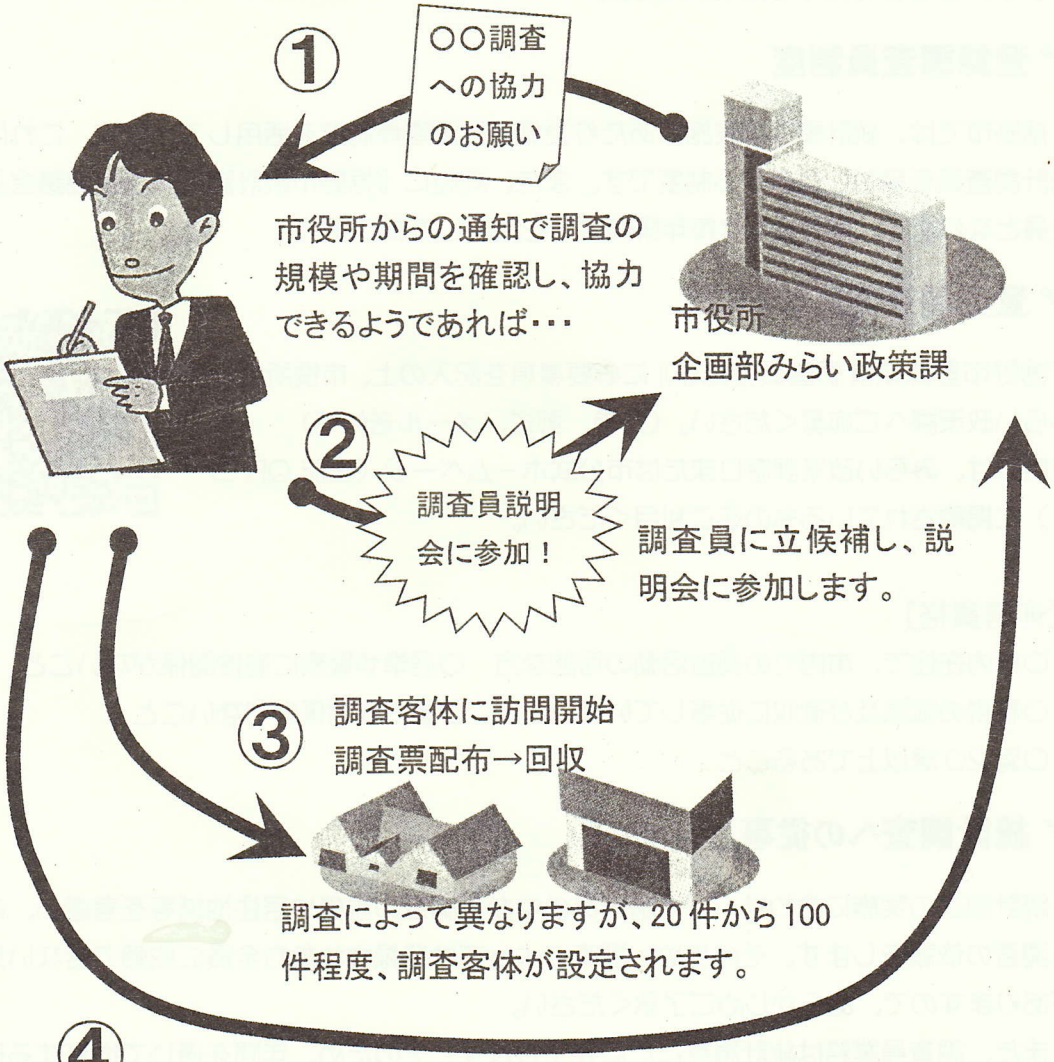

調査員としての任命期間は概ね2ヶ月です。その間、説明会等に参加し調査概要を確認し、調査客体へ調査をしていただきます。